

議事録（概要）

会議名	芦屋町障害福祉計画推進委員会（第3回）					
会場	芦屋町役場3階31会議室					
日時	平成29年10月13日（金） 14:00～15:20					
委員の出欠	委員長	今村 浩司	出	委員	吉永 修二	出
	副委員長	小徳 薫	出	委員	戸田 景子	出
	委員	松岡 泉	出	委員	道方 ひろみ	出
	委員	黒岩 淳	出	委員	田中 信代	出
	委員	桐田 典彰	出	委員	石松 健吾	出
	委員	米田 利夫	出	委員	梶原 典子	出
件名・議題	<p>1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について</p> <p>①第1部 総論</p> <p>②第2部 芦屋町障害者計画</p> <p>③第3部 芦屋町障害福祉計画</p> <p>2 その他</p>					
合意事項 決定事項	<p>1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について</p> <p>①第1部 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2ページ「目標設定が必要」とする表現について、受動的な立場でなく能動的な表現について検討することとなった。</li> <li>・「社会的モデル」について注釈を入れることとなった。</li> <li>・「高次脳機能障がい」の表記について、検討することとなった。</li> </ul> <p>②第2部 芦屋町障害者計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の目標を具体的に設定した方が良いとの指摘があり、検討することとなった。</li> <li>・合理的配慮について、民間への働きかけに関する項目の追加を検討することとなった。</li> </ul> <p>③第3部 芦屋町障害福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援、地域定着支援の進め方及び居住サポート事業との関連について、次回整理した形で説明することとなった。</li> </ul>					

## 第3回 芦屋町障害福祉計画推進委員会 議事録

### ○日時

平成29年10月13日（金） 14：00～15：20

### ○場所

芦屋町役場3階 31会議室

### ○協議事項

- 1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について
  - ①第1部 総論
  - ②第2部 芦屋町障害者計画
  - ③第3部 芦屋町障害福祉計画
- 2 その他

### ●協議

#### 議題1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について

##### ①第1部 総論

#### ●事務局から、資料1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画（素案）第1部説明

#### （委員）

・2ページの最後の表現が「新たな障害福祉サービスの状況を反映した適切な目標設定が必要となりました」となっているが、できれば受動的な立場ではなく能動的に書いた方がいいのではないか。私たちが主体的にやっていくという形で方向づけをした方がよい。表現を直すとすれば、「適切な目標を設定して取り組んでまいります」とした方がいいのではないか。

#### （事務局）

・今のご意見については、事務局の方でも前向きに検討して、文言等の見直しを考えていきたい。

#### （委員）

・以前、障がい者差別の“障がい”の捉え方に関して考え方の変遷があるという話をしてきたが、それを計画の中ではなかなか反映できないこともあり、妥協案ではないが、1ページの「社会モデル」の語句説明をすると分かりやすいので、前向きに検討して頂きたい。

6ページの対象者のところで、「高次脳機能障がい」の「がい」をひらがなで表記するのは適切なのか。高次脳機能初期の障害というのが一つの固有名詞になっているので、一部の自治体はひらがなで表記しているのだが、実は行政用語である。このままで良いのか微

妙なので、それも検討してもらいたい。

(委員長)

- ・ 1部の総論の件で、ほかの委員はよろしいだろうか。

(委員)

- ・ 承認

## 議題1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について

### ②第2部 芦屋町障害者計画

#### ●事務局から、資料1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画（素案）第2部について説明

(委員)

・ 障害者計画は計画期間が6年になっているが、5、6年の計画であれば、大体施策の部分も方向づけや方針が含まれる程度で表現されると思う。しかしながら、アンケートなどから現状分析を行い、問題点、課題として具体的なものが出てきている以上、施策の内容は、できる範囲で具体的な目標設定をした方が良いのではないかと思う。今のような表現だと、6年度また次の計画策定にあたり、適切な評価・分析ができないのではないか。

(事務局)

・ 只今の意見について、まず第1点は、毎年度委員会に進捗状況を説明するという工程を踏まえていく。

また、障がいに関する施策の目標設定については、難しいものが多いということをご理解頂きたいと思う。避難行動や啓発について、啓発については、いつ、何を、何回するという見込みは行政ベースで可能である。ただ、避難行動要支援者名簿については、災害が起こったときに、地域の中でどのように情報伝達して避難させるかということで、対象者は障がい者だけでなく、高齢者などにわたる広いものである。避難行動要支援者名簿の個別計画を作成することについて、地域で進んでいないのが現状であり、目標値として、いつまでに何をするか、何地区実施するという設定が難しいところである。その辺りについては、検討させて頂きたい。

(委員)

・ 目標を具体的に示しづらいということだが、計画は計画として、目標設定がないと前に進まないと思う。災害の話でも、振り返ってなぜできなかったかが明確になれば、説明はつく。計画は計画でしっかり持つておいて、現状の中で状況を把握し達成できなければその原因を究明すれば良い。

(委員長)

・いろいろな形でご検討頂いた上で、具体性を持つような形で考えて頂ければと思う。おそらく、今の段階ですぐには結論を出すことはできないと思うが、可能な限り検討して頂き、ご回答頂ければと思う。

(委員)

・今の意見に同感の部分と、細かい数値目標を立てるのは難しいという思いもありながら、以前挑戦的に意思疎通支援、差別解消、意思決定支援の推進などの話をさせて頂いた。

ほかに、合理的配慮に関しては今の法律上は行政に義務があるが、その他では努力義務になっている。その部分で、個人的には6年後に達成できるぐらいの新しい事業を少し入れられないかと思う。

(委員)

・合理的配慮については議会でも協議しており、今後条例を制定したり、啓発によって民間の合理的配慮を進めていこうという考えを進めている。

(委員)

・民間に合理的配慮を広げるという趣旨で、1つ項目を立ててもいいかもしれない。

(事務局)

・只今ご指摘の点は、少し検討していきたいと思う。

(委員長)

・町が主体的に、民間の方にも普及・啓発していくのも重要なので、その辺りはご検討頂きたい。

(事務局)

・ご指摘の点について、43ページの「障がいについての啓発」という施策項目の2つ目に記載している。

(委員)

・ここは啓発の部分なので、合理的配慮の部分で記載するか、検討が必要だと思う。

(委員長)

・この件に関しては、どのように展開するか、また少しご検討頂きたい。

では、ほかにご意見やご質問はないだろうか。

なければ、第2部はこれでよろしいか。

(委員)

- ・承認

## 議題 1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画素案の検討について

### ③第3部 芦屋町障害福祉計画

#### ●事務局から、資料 1 芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画（素案）第3部を説明

(委員)

・57 ページの福祉施設の入所者の件である。福祉施設に入居している人の目標として、グループホームや一般住宅等に移行していくということだが、これは国がそういう方向を打ち出しているからだろうが、最終的には入所者はゼロということになる。しかし、福祉施設に入所している人たちは、それぞれの状態があると思うので、目標は目標としても、果たしてこのまま最後までゼロに向けて続けていっていいものか、疑問である。

次の就労でも同じで、一般就労への移行とあるが、こちらも一般就労に移行できるまでの改善ができないような人たちは、福祉的就労に残ってもらうということも考えていかないと、これも最終的にはゼロになる。

(委員長)

・最終的にゼロというわけではないと思うが、極力具体的な数字を示すということだろう。施設入所を完全になくすという考え方ではなく、可能な方々についてということであり、そういったシステムを作っていくということだと思う。

(事務局)

・この施設入所からの地域移行に関する目標について、今回は9%以上という数字が上がっているが、3年前は12%であった。これは、国が実情を少しずつ把握したうえで目標値を下げてきたものと感じている。施設入所者数も4%から2%に下がっている。国の目標も現実に合わせて下がっている状態であり、ご指摘のゼロになるということはないと考えている。

(委員)

・おそらく施設入居者の今抱えている問題として、一旦出るということではなく、年齢が上に上がって65歳以上になるということがあると思う。

それと一般就労の移行に関しては、就労継続支援A型が含まれるのかどうか。もし就労継続支援A型も含まれるということであれば、ある程度目標は出しやすいと思う。

(事務局)

・一応、66 ページに記載されているような線引きがあり、一般就労と就労継続支援A型というのは別と考えられている。

(委員)

・就労移行支援というのは、本来一般就労を目指していくサービスである。合理的配慮がきくのが就労継続支援A型であると思っている。

(委員)

・70ページの地域移行支援、地域定着支援とっているものは、精神障がいの人が対象である。いわゆる相談支援事業とは線を引かれている考え方だが、北九州市などの実情から見ると地域移行支援や地域定着支援は、居住サポート事業とセットでないといけないのではないかと思っている。本計画上では、居住サポート事業については実施の見込みはないとされているので、地域移行支援、地域定着支援を具体的にどのように進めるかによって、違ってくるのかと思う。

精神障がいの方だけではなく、知的や身体障がいの人も含まれた居住サポート事業のようなものを大きく作っておいて、その中で取り組むというやり方も一つかと思う。地域移行支援は、具体的にどういう形で進めようとしているのか。現実的には58ページにあったように、「単独での設置は困難」とあるので、圏域で相談して進めるということだと思うが。

(委員長)

・少し考え方の整理をしたいが、精神障がい者の地域移行や地域定着に関しては、圏域で県との整合性を図るために今から検討する。そして70ページの部分は、身体や知的障がいも含んだものと考えてよろしいだろうか。

(委員)

・そこは地域生活支援事業で市町村単独事業なので自由度が高いが、一般的な国の指針で言うと、75ページに書いてあるように知的と精神障がいをメインとしている。ただ、現実には身体障がいも対象にしている。ここは少し難しいところであり、事務局の説明にもあったように、そのようなニーズがあるのかという部分に関しては、なかなか難しいと思っている。先程話のあった65歳以上になって高齢の領域に入っていく方が多いというのが事実である。そうなると、今話していた領域ではなくなる。

(委員長)

・ここは大切なところなので、また次回70ページの見込みのところの説明を頂くときに、整理してもらった方がよろしいかと思う。施策、制度の括りや、県との関係性の整理をお願いしたい。併せて、居住サポートの部分も、関連性があるならご検討頂くようお願いしたい。

ほかにないだろうか。

(委員)

・なし

(委員長)

- ・また読み込まれた中で、もし何かあれば直接事務局の方に意見を出して頂ければと思う。  
第3部の部分について、皆様ご意見がなければこれで閉じたいと思うが、よろしいだろうか。

(委員)

- ・承認

## 議題2 その他

### ●事務局より事務連絡

(委員長)

- ・事務局から説明があったが、第4部は表裏で1枚、2枚ある。これについてもご意見があれば、早目にお出し頂きたい。  
今後のスケジュールについて、ご質問や確認はあるだろうか。

(委員)

- ・なし

(委員長)

- それではこれで、第3回障害福祉計画推進委員会を終了する。

以上